

防火管理維持台帳

防火管理維持台帳の活用方法及び記載上の注意事項

- 1 この台帳は、防火管理を行う上で必要な事業所の概要、消防用設備等の状況及び火気取扱い設備の状況等を把握し、防火管理業務を適正かつ円滑に行うために備えるものです。
- 2 台帳の管理は、防火管理者が行うようにしてください。
- 3 消防職員が立入検査等で出向した際には、この台帳により防火管理に実施状況を説明してください。
- 4 台帳の各用紙は、標準の者ですので、内容について追加事項があればそれぞれ作成してください。
また、つづり込みの用紙をそのまま使用するほか、複数を必要とする場合には、複写等により用紙を作成し、活用してください。
- 5 維持台帳に添付すべき書類は、必ずこの台帳につづっておいてください。

1 防火管理維持台帳について

この防火管理維持台帳は、消防法第8条、第8条の2及び第17条の3の3の規定に基づき、事業所の防火管理が適正かつ円滑に行えるよう、事業所の概要、建築物や消防用設備等の点検及び消防訓練など消防法に定められた防火管理上必要な業務の記録を行うものです。

防火管理者の方は、この維持台帳に次の図書を必ず編冊して保管、活用し、事業所の防火管理に万全を期してください。

- (1) 消防用設備等設置届出書
- (2) 消防用設備等検査済証
- (3) 消防用設備等点検結果報告書（最新のもの）
- (4) 消防用設備等点検票（最新のもの）
- (5) 消防職員による立入検査時の結果通知書
- (6) 消防機関への各種届出書類等

なお、防火管理者を置いていない事業所であっても、この維持台帳を活用し、消防法に定められた防火管理上必要な業務の記録を行い、防火管理の実をあげてください。

2 消防用設備等の点検について

消防用設備等は一般的に火災が発生した場合に初めて使用されるものであり、日常は使用されません。しかし、いったん火災が発生した場合は、その機能が100%発揮されなければなりません。

だからこそ、日常の維持管理が大変重要なのです。

また、維持管理を行う者が消防用設備等について知識や技能を有していなければ、十分な維持管理が行えないばかりか、かえって消防用設備等の機能を損なうことも考えられます。

そこで、消防法第17条の3の3の規定により、防火対象物の関係者には

- (1) 定期的に点検をすること
- (2) 特定の事業所は一定の資格を有する者に点検を行わせること
- (3) 点検の結果を定期的に消防機関に報告すること

が義務付けられています。

消 防 法

第8条【防火管理者】

- ① 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。
- ② 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ③ 消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- ④ 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第8条の2【高層建築物等に係る消防計画の作成等】

- ① 高層建築物（高さ31メートルを超える建築物をいう。次条において同じ。）その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。）でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、これらの防火対象物について、消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項で総務省令で定めるものを、協議して、定めなければならない。
- ② 前項の権原を有する者は、同項の総務省令で定める事項を定めたときは、遅滞なく、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
- ③ 消防長又は消防署長は、第1項の総務省令で定める事項が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により当該事項を定めるべきことを命ずることができる。

第17条の3の3【消防用設備等の点検及び報告】

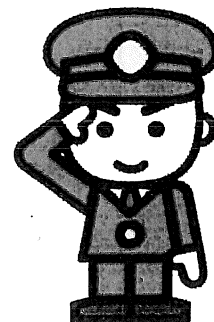
- ① 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

消防法施行令別表第1

項別		防火対象物の用途等
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ	病院、診療所又は助産所 ※平成28年4月1日以降は以下に分類。* 次に掲げる防火対象物* (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有する者として総務省令で定めるものを除く。) (i) 診療科目中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。)(2)(i)において同じ。)を有すること。 (ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院(1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所(2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所
	ロ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。))を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。))を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)(6)において「短期入所等施設」という。)
	ハ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)
	ニ	幼稚園又は特別支援学校

(7)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)		倉庫
(15)		前各項に該当しない事業場
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16 の 2)		地下街
(16 の 3)		建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)		文化財保護法の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(18)		延長50メートル以上のアーケード
(19)		市町村長の指定する山林
(20)		総務省令で定める舟車

☐・・・部分が特定用途防火対象物で、公表制度の対象となるものです。



1 消防用設備等点検制度の目的

消防法（以下「法」という。）では、火災から人命や財産を守るため、一定の防火対象物の関係者に消防用設備等を一定の技術上の基準に従って設置し、維持することが義務づけられています。

消防用設備等を設置するにあたっては、消防用設備等について知識や技能を有する消防設備士に工事させることとし、消防用設備等の設置工事が完了した場合は、法第17条の3の2の規定により消防機関の検査を受けなければならないこととされています。

しかしながら、消防用設備等は一般的に火災が発生した場合にはじめて使用されるものであり、日常は使用されないものですが、いついかなる時に火災が発生してもその機能を有効に発揮できるものでなければなりません。そこで、いついかなる場合であっても機能を発揮できるようにするため、日常の維持管理が十分になされることが必要です。

しかし、維持管理を行う場合であっても、これら維持管理を行う者が消防用設備等についての知識や技能を有していなければ、維持管理が十分行えないばかりか、かえって維持管理を行ったために消防用設備等の機能を損なうことも考えられます。

そこで、法第17条の3の3の規定に基づき、特に人命危険度の高い特定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検については、消防用設備士又は総務大臣が認める資格を有する者（消防設備点検資格者）に点検を行わせ、その他の防火対象物の関係者は防火管理者に行わせるなど自ら点検を行うことにより、その結果を定期的に消防機関に報告し、消防用設備等の機能維持を図ろうとするものです。

2 消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させなければならない防火対象物

消防設備士又は消防設備点検資格者でなければ点検することができない防火対象物は、次に掲げるものです。（消防法施行令（以下「令」という。）第36条第2項）

- (1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で延べ面積が1,000㎡以上のもの
- (2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの。

3 点検の種類

点検とは、消防用設備等が法第17条の技術上の基準に適合しているかどうかを確認することです。

点検は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び操作盤ごとに行うこととされています。

点検の種類は、機器点検・総合点検の2種類です。

(1) 機器点検

機器点検とは、①消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限定されます。）又は動力消防ポンプの正常な作動、②消防用設備等の機器（スプリンクラー設備、不活性ガス消火設備などのヘッド、感知器、加圧送水装置、配管などの機器をいいます。）の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項、③消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項等を、消防用設備等の種類に応じて定められた点検基準に従って確認することをいいます。

(2) 総合点検

総合点検とは、消防用設備等の全部若しくは一部を作動させるか又は当該消防用設備等の種類に応じて定められた点検基準に従って確認することをいいます。

4 点検の期間

消防用設備等の点検期間は、消防用設備等の種類並びに点検内容及び方法に応じ、次表に掲げる期間ごとに行わなければなりません。

消 防 用 設 備 等 の 種 類 等	点検の内容 及び方法	点検の 期 間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	機 器 点 検	6 月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）並びに操作盤	機 器 点 検	6 月
	総 合 点 検	1 年
配 線	総 合 点 検	1 年

5 点検結果報告

(1) 点検結果報告

点検結果についての報告は、消防用設備等点検結果報告書に、消防用設備等の種類並びに非常電源及び配線に応じて定めた点検票を添付して行います。

(2) 点検結果報告書の提出先

点検結果報告書の提出先は、各消防署です。

(3) 点検結果報告の時期

防火対象物の関係者は、消防設備士若しくは消防設備点検資格者又は自らが点検した結果を維持台帳に記録するとともに、次に定める期間ごとに報告をしなければなりません。

ア 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、1年に1回

イ 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物にあつては、3年に1回

(4) 点検結果の報告義務者

点検の結果について報告の義務を負う者は、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）です。すなわち、点検を行う者は、消防設備士、消防設備点検資格者又は防火管理者などであっても、点検の結果について報告をしなければならないのは、防火対象物の関係者です。

したがって、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなかったり、点検の結果について報告をしなかった場合は、防火対象物の関係者に対して罰則が適用されることになります。

6 消防法令に基づく消防長又は消防署長への届出等

(1) 防火管理者、消防計画等

種 別	届 出 等 の 時 期	根 拠 条 文
防火管理者選任(解任)届出	防火管理者を定めたとき、又は解任したとき	法§8、規則§4
消防計画作成(変更)届出	消防計画を作成したとき、又は変更したとき	政令§4 規則§3
共同防火管理の協議事項届出	共同防火管理の協議事項を定めたとき、又は変更したとき	法§8の2

(2) 防火対象物の使用開始、火気使用設備器具等

防火対象物の使用開始届出	令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)の使用を開始しようとするとき。	条例
喫煙等の禁止行為の解除(喫煙等承認申請書)	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき	条例
火を使用する設備等の設置届出	火を使用する設備、又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとするとき、又は変更しようとするとき (1) 熱風炉 (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉 (3) 前号に掲げるもののほか、据え付け面積2㎡以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。) (3)の2 厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備 (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。) (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。) (6) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。) (7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。) (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機 (8) 火花を生ずる設備 (8)の2 放電加工機 (9) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。) (10) 内燃機関による発電設備(固定しているものに限る。) (11) 蓄電池設備 (12) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備 (13) 水素ガスを充てんする気球	条例
火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出	次の各号に掲げる行為をしようとするとき (1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為 (2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画、その他の催物の開催 (4) 水道の断水又は減水 (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事	条例
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵し、取り扱い、又は廃止するとき	法§9の2 危政令§1の10

(3) 消防用設備等

消防用設備等の設置届出	次の防火対象物に消防用設備等を設置したとき（工事完了後4日以内） (1) 延べ面積300平方メートル以上の特定防火対象物 (2) 延べ面積300平方メートル以上の特定防火対象物以外の防火対象物で消防長又は消防署長が指定するもの	法§17の3の2 政令§35 規則§31の3
消防用設備等点検結果報告	消防用設備等の点検結果について、特定防火対象物は1年に1回、その他の防火対象物は3年に1回の報告期限に至ろうとするとき	法§17の3の3 規則§31の6

(4) 危険物施設等

危険物製造所等の設置（変更）許可申請	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所を設置し、又は変更しようとするとき	法§11 危政令§6、§7
危険物製造所等の完成検査申請	製造所等の設置又は変更工事が完成したとき	法§11 危政令§8
危険物製造所等の譲渡引渡届出	製造所等の譲渡又は引渡があったとき	法§11
危険物の種類・数量の変更届出	製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量を変更しようとするとき（10日前まで）	法§11の4
危険物製造所等の廃止届出	製造所等の用途を廃止したとき	法§12の6
危険物保安監督者選任（解任）届出	危険物保安監督者を選任したとき、又はこれを解任したとき	法§13
予防規程の制定（変更）認可申請	予防規程を定めたとき、又はこれを変更したとき	法§14の2
危険物の仮貯蔵又は仮取扱い承認申請	指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱おうとするとき	法§10
少量危険物、指定可燃物等の貯蔵又は取扱いの届出	指定数量の5分の1以上（個人の住居は2分の1以上）指定数量未満の危険物、条例別表に定める数量の5倍以上の指定可燃物（可燃性固体類等及び合成樹脂類は条例別表で定める数量以上）を貯蔵し、又は取り扱おうとするとき	条例

備考：法………消防法（昭和23年法律第186号）

政令………消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則………消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

危政令………危険物の規制に関する政令（昭和34年総理府令第306号）